

# 南三陸町移住総合支援業務

## 仕 様 書

企画課 地方創生・官民連携推進室

平成28年6月

## 1 業務名

南三陸町移住総合支援業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務の目的

本業務は、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定した南三陸町総合戦略の趣旨を踏まえつつ、本町における震災後の人口減少によりさらに加速した少子高齢化の問題に対処すべく、首都圏など都市部からの移住者の受入れ、交流人口の拡大による地域活性化を図るため、移住総合窓口（以下「窓口」という。）を開設し、移住に必要な各種情報を集約化し、ニーズに合わせた情報提供等の各種支援を行うことによって、南三陸町への移住が円滑になることを目的に実施する。

## 3 委託期間・スケジュール

- (1) 委託期間 契約締結日の翌日から平成32年3月31日まで
- (2) 窓口開設 平成28年8月末までに開設する
- (3) 専用ホームページ開設 平成28年9月末までに開設する

## 4 契約限度額

本業務の契約限度額は、57,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とし、内訳は次に掲げるとおりとする。

- (1) 平成28年度 12,800,000円
- (2) 平成29年度 15,000,000円
- (3) 平成30年度 15,000,000円
- (4) 平成31年度 15,000,000円

## 5 業務内容

### (1) 移住総合窓口の設置・運営

- ① 窓口は南三陸町役場第2庁舎または南三陸町内に設置し、相談者の利用に配慮するもの。左記の条件が満たされれば自社事務所内等でも構わない。
- ② 町内に設置する窓口は、年末年始（12月28日から1月3日）を除き開設し、週休2日制とするが、相談者の利用を考慮し土・日・祝日の開設日を設けること。
- ③ 窓口には1名以上の相談員を配置し、面談や電話等で相談を受け付ける。  
なお、相談等に用いる電話番号は専用ホームページ等で広く公開できるものとする。
- ④ 窓口の開設時間は午前9時から午後5時を基準とし、相談者の来訪しやすい時間を考慮し、本町と協議のうえ適宜設定できること。
- ⑤ 窓口で相談対応を行った移住希望者の情報については、本人の承諾を得た上で登録・管理することとし、登録者に対しては本町の移住に関する最新情報を希望する場合、随時最新情報を提供すること。

なお、本町が独自に実施している転入者アンケートにより、移住関連情報の提供を希望する者に対しても同様の扱いとすること。

### (2) 調査業務等

- ① 窓口の運営に際し、移住希望者の立場に立った各種情報の収集整理を行うこと。

- ② 移住希望者のニーズ調査を行い、今後の移住施策を検討するための情報収集、分析を行うこと。
- ③ 移住者の移住後の動向調査を行うこと。
- (3) 情報発信業務
  - ① 南三陸町の魅力発信、地域特性など、移住定住に関する専用ホームページを作成し、最新情報の提供及び管理運営を行うこと。  
なお、専用ホームページ上には別紙特記仕様書の内容を網羅した情報を掲載すること。
  - ② 町が利用登録している全国移住ナビ・JOIN等の移住促進に関するウェブサイトへ情報提供を行うこと。
  - ③ 町の魅力を伝えるための移住促進プロモーション動画を作成（年1本以上）しウェブサイトやイベント等で活用しPRを行うこと。
  - ④ 移住関連パンフレット（A4カラー4頁2つ折りを目安とする）の作成（年1回以上、1,000部以上）及び配布を行うこと。
- (4) 移住関連イベント・セミナーの企画運營業務等への参画
  - ① 首都圏等を会場に開催される移住関連イベント等へ参加し移住希望者への情報提供と受け入れ促進を図る。平成28年度は年2回以上、平成29年度以降は年3回以上参加すること。
  - ② 移住体験ツアー（年1回以上、参加者延べ5人以上）を開催すること。
- (5) 移住者受入環境の整備
  - ① 移住者と地域の方の交流を深めるための移住者交流会（年2回以上）を開催すること。
  - ② 移住者と地域のコーディネートを行うこと。
- (6) その他、南三陸町への移住促進に繋がる独自提案  
南三陸町への移住促進に向けた独自の企画提案を行うこと。

## 6 業務完了報告等

本事業の各年度における業務実績について、当該年度終了後、速やかに事業完了報告書を提出し、本町の確認を受けるものとし、当該報告書の作成に当たっては、画像やデータを活用し成果を詳細に記述すること。

また、業務完了報告時以外にも事業実施状況等を確認するため報告を求める場合がある。

## 7 成果品

受託者は、随時又は本業務終了後に作成したパンフレット及び電子データを収めたCD-ROMを作成し本町に提出すること。

## 8 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務により得られた成果は、本町に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た秘密を保持しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、南三陸町個人情報保護条例（平成19年南三陸町条例第4号）を遵守すること。

## 9 留意事項

- (1) 本業務の運営に必要な備品等は、受託者が配備するものとし、それに要する経費及び本業務に係る管理費等の経費は、委託料に含むものとする。  
ただし、南三陸町役場第2庁舎において移住相談窓口を開設する場合に係る備品等（事務机、椅子、テーブル、カウンター、書架）については、町が貸与する。
- (2) 広報等における本町の役割は、南三陸町ホームページに（3）①の専用ホームページのリンクを設けるものとする。

## 10 損害賠償

受託者が故意又は過失により本町に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。ただし、本町がやむを得ないと認めたときは、その限りではない。

## 11 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、南三陸町財務規則によるものとするが、なお、疑義等がある場合は、両者協議のうえ処理するものとする。
- (2) 業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。  
また、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により本町の承諾を得なければならない。

## 専用ホームページ特記仕様書

受託者が作成する専用ホームページは、下記のテーマを網羅するように掲載内容例を参考にしながら作成すること。

番号	テーマ	掲載内容例	備考
①	南三陸町のプロフィール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場所（首都圏からのアクセス）・交通情報・気候・観光地・特産品・文化等</li> </ul>	移住希望者に対して南三陸らしさ（山里海）を活かした多様なライフスタイルの提案が可能となる情報を掲載すること。
②	移住者インタビュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Uターン、IJターン者にインタビュー</li> <li>・町内で企業した者</li> <li>・家族で移住した世帯</li> <li>・就農目的で移住した方</li> <li>・地域おこし協力隊</li> </ul>	南三陸町へ移住した方に「移住後の暮らし」や「移住のきっかけ」など体験談やアドバイス等インタビューを行い、情報を掲載すること。
③	くらしの情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住まい</li> <li>・子育て、教育</li> <li>・医療、福祉</li> <li>・買い物</li> </ul>	例以外にも生活に必要な情報を記載し、関係HPにリンクを設定すること。
④	仕事情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南三陸町職業紹介所等の求人情報</li> <li>・就農漁業等に関する情報</li> <li>・起業支援情報</li> </ul>	例以外にも必要な情報を掲載すること。
⑤	イベント情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住関連イベント</li> <li>・移住体験イベント</li> </ul>	首都圏で開催されるイベントブースへの出展情報や移住体験ツアー等の情報を掲載すること。
⑥	各種支援制度一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政等の支援制度（助成制度）の一覧を作成</li> </ul>	③、④とリンクさせること
⑦	SNSによる情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～⑥に関する情報を随時に発信</li> </ul>	使用するサービスは問わない
⑧	リンク集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国移住ナビ（総務省）</li> <li>・JOINニッポン移住・交流ナビ（一社移住・交流推進機構）</li> <li>・移住支援団体</li> <li>・町内関係団体（観光協会、地域づくり団体等）</li> </ul>	